

別紙 1 - ア

機器・設備導入支援（通常枠）の事業細目及び具体的な手続き等について

本要領第 6 条（1）のアの事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 事業の内容

本要領第 4 条の事業実施主体が行う飼料の生産・利用を拡大するために必要な機器・設備（以下「機械等」という。）の導入に要する経費に対し支援する。

第 2 事業の要件

（1）対象者（取組主体の要件）

- ・事業実施主体となる協議会等の構成員等であること
- ・飼料生産（稲わら収集を含む）又は利用を拡大する意思があること
- ・飼料生産・利用拡大計画（様式 1 - 2）を策定すること
- ・飼料生産者（稲わら収集及び作業受託を含む）にあつては、県内畜産農家への供給を中長期的（3 年以上）に継続し、安定的な飼料生産、供給を行うこと（自家利用を含む）
- ・事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別添）を提出していること

（2）補助対象及び事業の実施基準

- 1 県内の家畜への供給を目的として取り組む飼料の生産（稲わら収集を含む）・利用拡大に係る専用機械等（別表）の導入経費を対象とする。
- 2 申請多数の場合は、県は、飼料生産・利用拡大計画（様式 1 - 2）について、審査会を開催し、補助の採否を決定することができるものとする。
- 3 自己資金又は他の助成により既に実施（発注を含む）している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 導入する機械等の種類及び機能は、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- 5 本事業により導入する機械等は、原則として新品とする。
ただし、事業費低減の観点等から県知事が特に必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）が、2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 6 既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 7 本事業により導入する機械等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、過剰な投資とならないよう、面積拡大規模に即した適正な能

力及び規模のものを選定するものとする。

- 8 事業の着手に当たり、見積もり合わせ等により事業費の低減に努めるものとする。

(3) 機械等の管理運営等

- 1 取組主体は、導入した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 2 取組主体は、導入した機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳（様式1-5）を整備してこれを保管するものとし、機械等の導入を行った場合は、その写しを速やかに事業実施主体に提出するものとする。事業実施主体は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 3 取組主体は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に参加し、経営リスクを軽減するよう努めるものとする。

第3 事業実施の手続き

(1) 要望調査

取組主体は、飼料生産・利用拡大計画（様式1-2）を事業実施主体に提出し、事業実施主体は、各取組主体の計画をとりまとめて様式1-1を作成し、管轄農林（水産）事務所に提出する。

なお、提出期限は、別に定める。

(2) 審査会

県は、提出された飼料生産・利用拡大計画（様式1-1及び様式1-2）について、関係機関で組織する審査会において審査し、補助の採否を決定し、事業実施主体に通知する。

なお、審査会の開催方法等は、別に定める。

(3) 計画承認及び交付申請

事業実施主体は、県から内示があった取組について、要綱第4条に規定する交付申請書（要綱別記第1号様式）を管轄農林（水産）事務所に提出する。

(4) 実績報告

事業実施主体は、取組主体が計画に基づき機械等の導入を行ったことを確認し、要綱第7条に規定する実績報告書（要綱別記第3号様式）を管轄農林（水産）事務所に提出する。